

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 委託者と受託者は、この委託業務が背景とする課題を共有し、その課題解決に向け相互理解の下、連携して取り組むものであることを確認する。

2 受託者は、この契約の定めるところにより頭書の委託業務を誠実に履行しなければならない。

(業務実施報告の義務)

第2条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務報告を行い、委託者の確認を受けなければならない。

(事業の評価)

第3条 委託者と受託者は、前条に規定する完了確認終了の後、速やかにこの委託業務に関する事業評価を協議し、その結果を市民に公表するものとする。

(関係書類の備え付け)

第4条 受託者は、委託業務の実施に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

(委託料の支払方法)

第5条 受託者は、委託業務を実施し、委託者の確認を受けたときは、委託者の指定する方法により委託料を請求するものとする。

2 委託者は、受託者から委託料の請求があったときには、その請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止) s

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(成果の帰属)

第8条 原則として、委託業務の実施に伴って生じた成果に対する権利は、委託者に帰属する。ただし、仕様書において別に定める場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第9条 受託者は、業務遂行に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の指示その他の委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が損害を賠償するものとする。

2 委託者は、その責めに帰すべき理由により受託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の解除権)

第10条 委託者は、受託者が次に掲げる事項に該当する場合は、催告をすることなく、この契約を解除することができる。この場合において受託者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

- (1) 受託者が、正当な理由なくこの契約を履行しないとき。
- (2) 受託者が故意又は重大な過失により、委託者に損害を与えたとき。
- (3) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託者は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を期限を定めて受託者に請求することができる。

（受託者の解除権）

- 第11条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないときは、この契約を解除することができる。この場合において委託者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受託者は業務履行分に相当する委託料を期限を定めて委託者に請求することができる。

（委託業務の変更、中止等）

第12条 委託業務の内容を変更し、委託業務を中止し、又は打ち切りたいときは、委託者と受託者とが協議して決定し処理するものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

（情報管理）

- 第13条 受託者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- 2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の管理に係る約款に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。
- 3 受託者は、本業務の経理に関する帳簿その他の書類等を委託者が別に指示する年限保存するものとする。

（紛争の解決）

第14条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して決定し処理するものとする。

個人情報の管理に係る約款

(総則)

第1条 上越市（以下「委託者」という。）及び契約書記載の委託者が委託する業務（以下「委託業務」という。）の受託者（以下「受託者」という。）は、委託業務に係る個人情報の管理に関し、本約款の各条項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、委託契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。当該委託契約の終了後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第3条 受託者は、個人情報を委託者が指示する目的以外に使用してはならない。

2 受託者は、委託契約の履行により知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託業務（個人情報に関するものに限る。以下同じ。）を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。この条において同じ。）に再委託をしてはならない。ただし、委託業務の一部について、やむを得ず第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ次に掲げる事項を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託先の名称、代表者及び所在地
- (2) 再委託の理由
- (3) 再委託先の選定理由
- (4) 再委託に対する業務の管理方法
- (5) 再委託をする業務の内容
- (6) その他委託者が指定する事項

2 受託者は、前項ただし書の規定により再委託をしたときは、再委託先に対しても本約款の内容を遵守させるものとし、再委託先がこれを遵守することに関し、一切の責任を負わなければならない。

(教育等の実施)

第5条 受託者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本約款に定める遵守事項その他委託業務の適切な履行のために必要な教育及び研修を、実施しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、委託業務を処理するため、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受託者は、委託者の許可を受けて複写又は複製をしたときは、委託業務の終了後、遅滞なく当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用することができないように処分しなければならない。

(個人情報管理責任者の選任)

第7条 受託者は、あらかじめ委託業務に関連する個人情報の取扱いに関する連絡又は確認を行うため、個人情報管理責任者を選任しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者を選任し、又は変更しようとするときは、あらかじめ書面により委託者に通知するものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、委託者から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が委託業務の履行のために作成したそれらの記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体をいう。以下同じ。）については、保管場所を特定するとともに、必要があると認めるときは、施錠することができる保管庫又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、個人情報の管理に係る台帳を設け、個人情報の管理状況を記録するとともに、委託者から要求があった場合には、当該台帳を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等を防止するための対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務の履行に当たり取り扱う個人情報を情報システム内で保管したときは、当該個人情報へのアクセスを委託業務の履行に必要最小限の従業員に限って行わせなければならない。この場合において、アクセス権限を有しない者が、当該個人情報へアクセスすることができないよう適切な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報に係る記録媒体を外部へ送付し、又は持ち出すときは、パスワードの設定その他個人情報が漏えいしないための適切な措置を講じなければならない。

(記録媒体上の個人情報の消去)

第9条 受託者は、委託業務の履行のために作成した個人情報に係る記録媒体上に保有する一切の個人情報について、委託業務の終了後、復元不可能な処理を施した上で、速やかに削除しなければならない。

(資料の返還等)

第10条 受託者は、委託業務の終了後、当該委託業務を処理するため、委託者から提供された原票、資料、貸与品等のうち個人情報に係るもの及び受託者が収集した個人情報に係る資料等を、速やかに委託者に返還し、又は提出しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに委託者に連絡するとともに、遅滞なく事故の発生場所、発生状況等を記載した書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第12条 受託者が、本約款に定める事項に違反し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者の個人情報の管理に問題があると認めるときは、委託業務の契約を

解除することができる。

(実地検査等)

第14条 委託者は、個人情報の管理状況について、随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

2 受託者は、委託者から検査実施の要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(約款外の事項)

第15条 個人情報の管理に関し、本約款に定めのない事項及び本約款に定める事項について、疑義が生じたときは、必要に応じて、委託者及び受託者とが協議の上、決定するものとする。